平成２１年（フ）第６３２号
宮崎市大字恒久4954番地３　Ｍ―ｃｉｔｙ恒久203号、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南12716番地12　新茶屋住宅２―220号
債務者　河野　牧子（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１４号
宮崎市波島２丁目１番42―３号
債務者　鰺坂やよい
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
福島県西白河郡西郷村大字米字杉山前２番地15
債務者　緑川恵美子（旧姓梅原）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字堂ノ前12番地28
債務者　佐川　芳房
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字堂ノ前12番地28
債務者　佐川　晴子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
静岡県浜松市中区泉２丁目５番12号　フォンテ202号、前住所静岡県浜松市西区舘山寺町2604番地の16
債務者　高貝　照子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
静岡県浜松市浜北区小林1522番地の８　タキグチマンション303号、前住所東京都世田谷区代沢４丁目44番４号　ＡＳＡ若林
債務者　河合　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７２１号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　県営包里住宅３棟510号
債務者　野口工業こと　野口　和也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８９号
名古屋市南区元塩町５丁目１番地の７　サン・コーポラス笠寺1108号
債務者　榊原　隆之
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３２号
愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷12番地
債務者　小川　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２号
神戸市須磨区北落合３丁目１番368―404号、従前の住所神戸市須磨区北落合３丁目１番368―503号
債務者　佐々木喜世子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８号
神戸市北区山田町小部字西両畑34番地の82　ユーガーデン302号、従前の住所大阪府河内長野市石仏1149番地
債務者　菅蒲　　均
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４号
神戸市東灘区本山南町１丁目３番２―608号
債務者　谷口製作所こと　谷口　光行
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８号
神戸市兵庫区笠松通６丁目１番13号、従前の住所神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番19―502号
債務者　佐伯　英登
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５号
神戸市北区北五葉３丁目８番29―302号
債務者　村井　史郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６号
神戸市北区北五葉３丁目８番29―302号
債務者　村井　朝美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３７号
神戸市北区北五葉３丁目８番29―302号
債務者　村井　　満
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部